



平成 27 年 7 月 24 日

各 位

会 社 名	ワ タ ベ ウ ェ デ ィ ン グ	株 式 会 社
代 表 者 名	代 表 取 締 役 社 長 執 行 役 員	花 房 伸 晃
	(コード番号：4696	東証 第一部)
問 合 せ 先	グ ル ー プ 管 理 本 部 長	平 木 親 臣
	(TEL 075-778-4111)	

**株式会社千趣会（証券コード：8165）による当社株券に対する公開買付けに関する
意見表明並びに株式会社千趣会及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの資本業務提携契約の締結のお知らせ**

当社は、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、以下のとおり、株式会社千趣会（証券コード：8165、東証第一部、大阪府大阪市北区同心一丁目 8 番 9 号、代表取締役社長 田邊道夫、以下「公開買付者」といいます。）及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレイン（以下「ディアーズ・ブレイン」といいます。公開買付者及びディアーズ・ブレインと併せて「公開買付者グループ」といいます。）の間で、当社グループ（当社及びその子会社（21 社）・関連会社（1 社）を「当社グループ」といいます。）と公開買付者グループが互いに協力して継続的に発展していくこと、並びに公開買付者による当社の株券（当社普通株式。以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）及び第三者割当ての方法により当社が発行する当社株式の引受け（以下「本第三者割当増資」といいます。本公開買付け及び本第三者割当増資を総称して「本取引」といいます。）を通じて、公開買付者が当社の総議決権の 34.00%を取得して、当社が公開買付者の持分法適用関連会社となることを目的とする資本業務提携に関する契約（以下「本資本業務提携契約」といい、当該契約に基づく資本業務提携を以下「本資本業務提携」といいます。）を締結するとともに、本公開買付けに賛同の意見を表明し、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、本公開買付けは、当社株式の上場廃止を企図するものではなく、本公開買付け後も、当社株式の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における上場は維持される方針です。

I. 本公開買付けに関する意見表明について

1. 公開買付者の概要

(1) 名 称	株式会社千趣会		
(2) 所 在 地	大阪市北区同心一丁目8番9号		
(3) 代 表 者 の 役 職 氏 名	代表取締役社長 田邊 道夫		
(4) 事 業 内 容	通信販売事業／ブライダル事業／法人事業／その他事業		
(5) 資 本 金	20,359百万円（平成27年3月31日現在）（注1）		
(6) 設 立 年 月 日	昭和30年11月9日		
(7) 大 株 主 及 び 持 株 比 率 (注2)	株式会社プレストシーブ	7.66%	
	凸版印刷株式会社	3.86%	
	有限会社左右山	3.76%	
	株式会社三井住友銀行	3.50%	
	大日本印刷株式会社	3.17%	
	株式会社みずほ銀行	2.56%	
	千趣会グループ従業員持株会	2.43%	
	日本生命保険相互会社	1.78%	
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1.58%	
	三井住友信託銀行株式会社	1.48%	
(8) 当 事 会 社 間 の 関 係			
資本関係	該当事項はありません。		
人的関係	該当事項はありません。		
取引関係	該当事項はありません。		
関連当事業者への該当状況	該当事項はありません。		
公開買付者の最近3年間の単体経営成績及び単体財政状態			
決 算 期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期
純 資 産	44,505百万円	48,959百万円	51,284百万円
総 資 産	86,855百万円	91,417百万円	92,817百万円
1株あたり純資産	1,027.63円	1,130.48円	1,184.19円
営 業 収 益	130,589百万円	126,483百万円	121,851百万円
営 業 利 益	1,996百万円	2,973百万円	1,856百万円
経 常 利 益	2,654百万円	3,634百万円	2,496百万円
当 期 純 利 益	1,916百万円	3,214百万円	1,376百万円
1株あたり当期純利益	44.26円	74.21円	31.80円
1株あたり配当金	20.00円	24.00円	24.00円

公開買付者の最近3年間の連結経営成績及び財政状態				
決算期	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	
純資産	44,932百万円	50,359百万円	53,160百万円	
総資産	92,887百万円	98,800百万円	100,785百万円	
1株あたり純資産	1,037.48円	1,162.81円	1,227.52円	
営業収益	145,750百万円	141,552百万円	142,526百万円	
営業利益	2,109百万円	4,019百万円	3,088百万円	
経常利益	2,765百万円	4,631百万円	3,549百万円	
当期純利益	2,029百万円	4,046百万円	1,798百万円	
1株あたり当期純利益	46.86円	93.43円	41.52円	

(注1) 平成27年5月7日現在、資本金は22,304百万円に変更されているとのことです。

(注2) 平成27年4月17日公表の「J. フロント リテイリング株式会社との資本業務提携、第三者割当による新株発行及び自己株式の処分並びに主要株主である筆頭株主及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」並びに、平成27年5月7日公表の「第三者割当による新株発行及び自己株式の処分の払込完了に関するお知らせ」に基づく、平成27年5月12日J. フロント リテイリング株式会社（以下、「JFR」といいます。）提出の変更報告書によれば、JFRの千趣会の株式保有割合は22.62%となっているとのことです。

(注3) 連結の対象となっている会社は、子会社15社及び関連会社8社です（平成26年12月末日時点）。

(注4) 1株当たり指標については、対象会社の期中平均株数を用いております。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき700円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、平成27年7月24日開催の取締役会において、下記「(2) 意見の根拠及び理由」に記載の根拠及び理由に基づき、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、本公開買付けへの応募については、株主の皆様のご判断に委ねる旨の決議をいたしました。

(2) 意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者によれば、公開買付者は、平成27年7月24日開催の取締役会において、本資本業務提携契約を締結し、東京証券取引所市場第一部に上場している当社株式を対象に本公開買付けを実施することを決議したとのことです。本公開買付けに際し、公開買付者

は、当社の筆頭株主である株式会社寿泉（京都府京都市北区上賀茂畔勝町 61 番地 2、代表取締役 渡部エミ、以下「寿泉」といいます。2,477,400 株、株式所有割合：25.01%（注 1））、及び当社の代表取締役会長である渡部秀敏氏（以下「渡部氏」といいます。19,500 株、株式所有割合：0.20%）との間で、平成 27 年 7 月 24 日付で寿泉及び渡部氏が所有する当社株式に係る議決権行使等に関する株主間契約書（以下「本株主間契約書」といい、株主間契約を以下「本株主間契約」といいます。）を締結し、協議によって形成された公開買付者との合意に基づき議決権を行使すること（但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること）、公開買付者の承諾なく譲渡等の処分を行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです（本株主間契約の概要については、後記「4. 公開買付者と自社の株主・取締役等との間における重要な合意に関する事項」の「(1) 寿泉並びに渡部氏との株主間契約」をご参照ください。）。

（注 1）株式所有割合とは、当社が平成 27 年 6 月 29 日に提出した第 51 期有価証券報告書に記載された平成 27 年 3 月 31 日現在の総株主の議決権（99,054 個）に占める割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下、同じです。

本公開買付けにおいては、公開買付者が当社を持分法適用関連会社とすることを目的とするものであること及び本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持することから、買付予定数の上限を 3,367,900 株（株式所有割合：34.00%。なお、本公開買付けにより買付予定数の上限を取得した場合における本公開買付け成立後の公開買付者所有の当社株式の数及び本株主間契約を締結している寿泉及び渡部氏が所有する当社株式の数の合計数は 5,864,800 株（株式所有割合：59.21%））としております。

そのため、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の上限（3,367,900 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。）第 27 条の 13 第 5 項及び発行者以外の者による公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。）第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行うとのことです。本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定されていないため、応募株券等の総数が買付予定数の上限（3,367,900 株）以下の場合、応募株券等の全部の買付け等を行うとのことです。なお、公開買付者は、本第三者割当増資による希薄化後の議決権に対する割合（注 2）を 34.00%とするために必要な株式数（但し、100 株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うとのことです。

また、本取引により公開買付者が取得する当社株式に係る議決権の、希薄化後の議決権割合については、本資本業務提携契約の実効性を高めるため、公開買付者が単独で株主総会の特別決議事項につき拒否権を発動できること、及び議決権割合に応じた員数の役員派遣により、当社の経営への関与を強化することを目的として、34.00%に設定することで公

公開買付者と合意いたしました。

なお、本公開買付けに係る買付予定数の上限(3,367,900株)は、公開買付者の第三者割当増資前における議決権割合(注3)が34.00%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、第三者割当増資前における議決権割合の計算において同様です。)となる数(但し、100株未満を切り上げた数)に設定しているとのことです。

(注2)「希薄化後の議決権に対する割合」とは、当社が平成27年6月29日に提出した第51期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権(99,054個)に本第三者割当増資により公開買付者が取得する当社株式に係る議決権の数を加算した数に占める割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下、これを「希薄化後の議決権割合」といいます。

(注3)「第三者割当増資前における議決権割合」とは、本公開買付けにより公開買付者が保有することになる当社株式に係る議決権数の、当社の第51期有価証券報告書に記載された平成27年3月31日現在の総株主の議決権(99,054個)に占める割合(小数点以下第三位四捨五入)をいいます。以下、これを「議決権割合」といいます。

また、当社は、平成27年7月24日開催の取締役会にて決議された本資本業務提携契約において、本第三者割当増資は、公開買付者との間で、本公開買付け成立後、本公開買付けの結果を確認した上で公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と本第三者割当増資により公開買付者が取得する当社株式の合計数に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合を34.00%とするために必要な株式数(但し、100株未満を切り上げた数)についてのみ払込みを行うことを合意しております。そのため、当該合意に従い、本公開買付け成立後の公開買付者の議決権割合が34.00%となった場合には、本第三者割当増資に係る募集株式について一切の払込みは行わないとのことです。

本第三者割当増資により調達する資金については、当社グループと公開買付者グループが互いに継続的に発展していくために充当される予定です。詳細については、当社が平成27年7月24日付で公表しております「第三者割当による新株式発行に関するお知らせ」をご参照ください。

② 本公開買付けの背景

公開買付者は「ウーマン スマイル カンパニー」を掲げ、通信販売事業「ベルメゾン」を主力に、30代~50代の女性に向けてオリジナル商品を主として衣料、雑貨、家具など幅広いラインナップの商品を取り扱っているとのことです。EC(電子商取引)事業も平成12年に他社に先駆けて早期に進出し、通信販売のノウハウを長期に蓄積しているとのことです。さらに企業価値の向上を実現するため、平成26年度から平成30年度までの5ヵ年を計画期間とする中長期経営計画を平成26年2月に策定し、その中核戦略として、通信販売事業において、30代~50代女性における主要顧客ターゲット毎に最適なPB(プライベートブランド)の開発、PBの認知・拡大を促進させる全販売チャンネルを想定したMD(品揃え計画)の実現、そしてPBの効率的かつ効果的な成長を図るSPA型(自社企画での製造小売型

の商品開発)モデルへの事業構造変革、及びオムニチャネル(顧客がいつでもどこでも欲しい時に商品を購入できるよう、EC/カタログ/店舗等の販売/流通チャネルを統合していくこと)化を推進しているとのことです。

公開買付者は、ディアーズ・ブレインが持つウェディング事業のノウハウと公開買付者の事業資源を相互に活用し、双方の事業の効率性を追求することを目的として、平成19年11月にディアーズ・ブレインと資本業務提携契約を締結し、平成20年5月に公開買付者の子会社となったとのことです。

ディアーズ・ブレインは、「目の前にある可能性の扉を心躍らせながら開けて、未踏の領域を力強く切り開いていく集団」として“OPEN DOORS!!”の経営理念のもと、変革の余地やビジネスチャンスにあふれるブライダル市場で、ハウスウェディング事業を主軸としながらも、ドレス事業やレストラン事業もスタートさせるといった常に顧客のニーズに対応した幅広い様々なサービスを提供してきたとのことです。

「二人の感性にフィットした邸宅などプライベート感あふれる空間でゲストをもてなすゲストハウスで、クオリティーにこだわって結婚式を挙げたい」というニーズに応えるため、ディアーズ・ブレインは、そうしたプライベート空間が強みであるゲストハウスを活用して結婚式を行うハウスウェディングにおいて、特定地域内に集中した店舗展開を行う独自のドミナント戦略に基づいて出店し、地域の文化や特性に合わせた“地域密着型のハウスウェディング”をコンセプトに事業を展開し、ひとつひとつに徹底してこだわり、すべて魅力の異なる個性的なゲストハウスを運営しているとのことです。

そうした試みにより、ディアーズ・ブレインは、初店舗オープンから11年で北関東、九州、そして関西を中心に全国で20店舗のゲストハウスを運営するまでに至っているとのことです。

こうした中で、ハウスウェディング事業を主力とするディアーズ・ブレインは、平成20年5月に公開買付者の子会社となって以降、6期連続して増収かつ黒字を達成するなど順調に成長を遂げ、平成26年度の売上高は128億円となっているとのことです。

一方、当社の沿革としては、昭和28年の創業以来、「真心の奉仕と知恵ある提案を通じて、すてきな生活文化を創造し、心豊かな社会の実現に貢献すること」という経営基本理念に資する商品やサービスを、ハワイを始めとするリゾート地で結婚式を提供するリゾート挙式事業、ホテル・国内挙式事業、製造事業を根幹として活動を行ってまいりました。

当社は創業時の貸衣裳専業時代より、過去3回に亘る企業成長の転機を迎え、第一は、現在の根幹事業である「リゾート挙式事業」への進出であり、昭和48年9月、ハワイにホノルル店をオープンし、以後、海外渡航ブームの後押しを受けて順調に業容を拡大し、現在に至るまで累計60万組のリゾート挙式の実績を持つリゾート挙式事業者としての地位を築き、第二は、平成5年2月に中国・上海にウェディングドレス製造工場を設立(平成17年12月にベトナム工場を設立し移管)、平成15年4月には上海にアルバム製造工場を設立し「製造事業」に進出、挙式における重要コンテンツであるウェディングドレス・写真ア

アルバムを内製化いたしました。第三は、平成 16 年 5 月に日本初の総合結婚式場、株式会社目黒雅叙園（以下「目黒雅叙園」といいます。）を子会社化したのを皮切りに「国内挙式事業」に本格進出、平成 20 年 8 月にはメルパルク株式会社（以下「メルパルク」といいます。）を事業継承のため新規設立し、財団法人ゆうちょ財団からメルパルク 11 施設の営業権を承継し、全国に展開する地域に密着したコミュニティホテルを目指して本格的に「ホテル事業」に進出、さらに平成 26 年 5 月には、「ハウスウェディング事業」に特化した株式会社クレッシェンドプロデュース（以下「クレッシェンドプロデュース」といいます。）を設立するなど、時宜にあった経営資源を加えることで、業容を拡大してまいりました。

しかし、当社を取り巻くブライダル市場環境の予測としては、日本国内における少子高齢化の進行や、お客様の結婚式に対する価値観の多様化などにより、市場の縮小が予想される一方で、海外市場においては、アジアを中心とした若年層の増加と富裕層の拡大などにより、婚礼市場の拡充が見込まれております。

このような環境の中で、日本国内においては、多様化するお客様ニーズに対応できるよう、単一ではなく、総合的にウェディングスタイルを提供できる業態への変容が必要であり、垣根を越えた連携が求められております。また、海外展開においては、日本のブライダル各社が持つコンテンツ、サービス力は高く評価されており、今後外国人が日本国内で挙式を行うインバウンド挙式、海外現地拠点で現地顧客を対象とした結婚式を提供するローカルウェディングとともに、各社のノウハウを結集し展開する必要があります。

現在、当社は、創業 61 年の歴史を持つ業界のパイオニア企業として、ハワイ・グアムなどを始めとして海外 32 拠点・国内 81 拠点（平成 27 年 6 月現在）を展開しております。さらに、海外ではウェディングドレス、タキシード、及び写真アルバムの製造機能を持つなど、国内外拠点の展開力とメーカーとしての製造力を強みとしております。また、当社は、日本国内では、目黒雅叙園、メルパルクが展開する専門式場、ホテル事業、並びにクレッシェンドプロデュースが展開するハウスウェディング事業を展開しております。

しかし、少子高齢化の進展による婚姻届出組数の減少、結婚式を挙げないナシ婚層拡大による挙式実施者の減少、他社の進出による競争激化により、近年は減収局面が続いており、直近の 2 期は連続して経常赤字を計上しております。

かかる状況下、当社グループでは、赤字脱却のための事業戦略を策定し、リゾート挙式事業においては業務提携により業界内の先導力の向上を目指し、ホテル・国内挙式事業（目黒雅叙園及びメルパルクが展開する専門式場事業・ホテル事業、クレッシェンドプロデュースが展開するハウスウェディング事業）においては、収益構造の改善と、顧客の視点から発想し、ブランドに対する共感や信頼など顧客にとっての価値を高めていくブランディング戦略を、製造事業においては相手先ブランド製造である OEM 事業を軸とする自立化を成長戦略に掲げ、将来的に大きく飛躍できる企業グループを目指し、取り組みを開始いたしました。

一方で、多様化するお客様ニーズへの対応や、事業の安定性の観点から、コア事業であ

るリゾート挙式事業のみならず、課題である専門式場、ホテル及びハウスウェディング事業においてもイニチアティブを取る必要があると認識しており、その中で、リゾート挙式事業以外の業態を持つ企業と連携し、当社の強みである国内外ネットワーク・集客・製造機能を共通利用することを目的とした「プラットフォーム」の構築により、これを武器に、「ブライダル業界及びブライダルコンテンツにおいて複数の業態と、生活総合領域に関わる派生領域において複数の業態を有するコングロマリット化」(以下「コングロマリット化」といいます。)を実現することで、規模の拡大と収益向上を目指すことをできると考え、業務提携先を検討してまいりました。

③ 公開買付者における意思決定に至る過程

当社グループと公開買付者グループは、ディアーズ・ブレインのアルバム製造を当社が受託した平成 25 年頃から様々な形で対話を繰り返してまいりました。当社とディアーズ・ブレインとの間で、写真アルバムなどコンテンツ分野における事業を共同で展開してきたことに加え、目黒雅叙園において事業連携するなど、今後のウェディング事業の更なる拡大を模索してまいりました。こうした流れの中で、リゾート挙式事業を主軸とする当社と、ハウスウェディング事業を主軸とするディアーズ・ブレインが、相互に補完性の高い双方の経営資源を有効活用することにより、ハウスウェディングやリゾート挙式などの幅広い挙式スタイルの提案を通じて、新しいサービスをお客様に提案することができるとの結論に平成 27 年 5 月に達した次第です。さらに、当社グループと公開買付者の間でも、公開買付者が強みとする商品企画・開発力を活かしたウェディング関連商品の商品開発や、新郎新婦の新生活向けに必要なサービス開発、そして公開買付者の顧客基盤を活かした当社グループの営業支援を通じた業務をより一層推進していけるように、資本面でも関係を結ぶことが必要であるという観点でも一致いたしました。このため、平成 27 年 6 月上旬、公開買付者から当社に対し、公開買付者が当社を持分法適用関連会社とすることを目的とした本公開買付けの実施を含む資本業務提携の内容について提案がなされました。その後、当社は、公開買付者グループとの間で、資本業務提携の内容や方法等について慎重に協議・検討を行ってまいりました。

これら検討の結果、公開買付者は、当社株式に対する本公開買付け及び本第三者割当増資により当社の総議決権の 34.00%を取得することにより、双方の経営資源をより円滑に相互活用し、公開買付者の通信販売事業と、当社及びディアーズ・ブレインのウェディング事業領域における事業価値の向上及び公開買付者グループとしての市場における影響力の強化に資するとの判断に至ったことから、平成 27 年 7 月 24 日、公開買付者及びディアーズ・ブレインとの間において、本資本業務提携契約を締結し、当社が公開買付者の持分法適用関連会社となることを決定いたしました。

なお、本取引により公開買付者が取得する当社株式に係る議決権の、希薄化後の議決権割合については、本資本業務提携契約の実効性を高めるため、公開買付者が単独で株主総会の特別決議事項につき拒否権を発動できること、及び議決権割合に応じた員数の役員派

遣により、当社経営への関与を強化することを目的として、34.00%に設定することで公開買付者と合意いたしました。

また、3社による協業関係を強固なものとし、両社グループのウェディング事業の事業提携による効果がより強く発現されることを期待して、公開買付者が当社の総議決権の34.00%を取得することを前提として、ディアーズ・ブレイン（本日において所有する当社の株券等の数：0株）に当社株式の一部を譲渡することとすることです（なお、役員派遣及びディアーズ・ブレインへの当社株式の譲渡の詳細については、後記「Ⅱ. 本資本業務提携について」の「2. 資本業務提携の内容等」における「(ウ) 経営の推進体制」、及び「(エ) 公開買付者によるディアーズ・ブレインに対する当社株式の譲渡」をご参照ください。)

④ 当社における意思決定に至る過程

上記「③ 公開買付者における意思決定に至る過程」記載の経過により、当社は、公開買付者グループとの間で、本資本業務提携の内容、本第三者割当の実施可能性及びその条件、並びに本公開買付価格その他本公開買付けの諸条件について慎重に協議・検討を行ってまいりました。なお、当社は、このような協議・検討の過程で、後記「(3) 算定に関する事項」の「①算定期間の名称並びに当社及び公開買付者との関係」に記載のとおり、公開買付者グループ及び当社から独立した第三者算定機関である須田徹公認会計士・税理士事務所（以下「須田徹事務所」といいます。）に対し、当社株式の価値算定を依頼し、株式価値評価書を取得し、また、当社のリーガル・アドバイザーとして、古賀総合法律事務所から法的助言を得ました。

上記協議・検討の結果、当社は、本公開買付け及び本第三者割当の実施を通じて公開買付者が当社の総議決権の34.00%を取得すること及び議決権割合に応じた員数の役員派遣を受け入れることにより、当社がハウスウェディング事業及び生活総合分野における公開買付者グループの知見を得ること並びに双方の経営資源をより円滑に相互活用し、公開買付者の通信販売事業と、ディアーズ・ブレイン及び当社のウェディング事業領域における事業価値の向上、また資本を有する公開買付者グループとの資本関係構築による当社グループの事業戦略の実現に資するとの判断に至ったことから、平成27年7月24日開催の取締役会において、渡部氏を除く全ての当社取締役が出席し、出席した取締役の全員一致により、本資本業務提携を行い、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議いたしました。

また、本公開買付価格については、後記「(3) 算定に関する事項の「②算定の概要」」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えておりますが、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であるため、株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、株主の皆様判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、平成27年7月24日開催の取締役会において、渡部氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、その旨を決議いたしました。

なお、渡部氏は、公開買付者との間で本株主間契約を締結していることから、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

(3) 算定に関する事項

①算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係

当社は、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、その公正性を担保すべく、当社、公開買付者及びディアーズ・ブレインから独立した第三者算定機関である須田徹事務所に対し、当社株式の価値算定を依頼し、平成 27 年 7 月 23 日付で株式価値算定の結果に関する株式価値評価書を取得しております。なお、須田徹事務所は、当社、公開買付者及びディアーズ・ブレインの関連当事者には該当せず、当社、公開買付者及びディアーズ・ブレインとの間で重要な利害関係を有しておりません。また、当社は須田徹事務所から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

一方で公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、公開買付者、ディアーズ・ブレイン及び当社から独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーである SMBC 日興証券株式会社（以下「SMBC 日興証券」といいます。）に対して、当社株式の株式価値算定を依頼したとのことです。なお、SMBC 日興証券は、公開買付者、ディアーズ・ブレイン及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

②算定の概要

当社が株式価値の算定を依頼している須田徹事務所は、複数の株式価値算定手法の中から当社の株式価値の算定にあたり採用すべき算定手法を検討のうえ、当社株式が東京証券取引所市場第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）をそれぞれ採用して、当社から事業の現状及び平成 28 年 3 月期以降の事業計画（以下「本事業計画」といいます。）等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、当社株式の株式価値算定を行いました。

上記各手法に基づいて算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりです。

市場株価法 : 494 円から 504 円

DCF 法 : 578 円から 725 円

市場株価法では、平成 27 年 7 月 23 日を基準日として、東京証券取引所市場第一部にお

ける当社株式の株価及び取引量を観測して、基準日終値 589 円、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近 1 ヶ月の終値の単純平均値 504 円（小数点以下を四捨五入しており、以下、終値の単純平均値の算出について同じです。）、直近 3 ヶ月の終値の単純平均値 494 円、直近 6 ヶ月の終値の単純平均値 502 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値を 494 円から 504 円までと算定しております。

DCF法においては、当社は、須田徹事務所による当社株式の価値算定にあたり、当社が平成 27 年 3 月 16 日に取締役会で承認した、当社のスタンドアローン・ベース（公開買付者グループとのシナジー効果を織り込まず、当社単独で事業を継続した場合）での将来の事業計画として、本事業計画を提出しています。須田徹事務所は本事業計画の収益予測に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことにより企業価値や当社株式の株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 578 円から 725 円までと算定しております。なお、本事業計画では、平成 28 年 3 月期における売上高が 44,000 百万円、営業利益が 200 百万円、経常利益が 260 百万円となっており、2 期連続の赤字からは脱却するものの、為替レートの円安傾向が継続する見込みのため、大幅な黒字化は見込めない状況となっております。その一方、昨年度より取組んでいる為替変動に耐えうる強い企業体質構築のための固定費削減施策等が、平成 29 年 3 月期は、部分的に、平成 30 年 3 月期には、全面的に寄与することで、平成 29 年 3 月期は、営業利益 288 百万円、平成 30 年 3 月期には、営業利益 715 百万円、以降 2 期間においては、営業利益横ばいを見込んでおります。

（注）上記算定的前提条件は以下のとおりです。

須田徹事務所は、当社株式の株式価値の算定に際し、当社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報を原則としてそのまま採用し、それらの資料及び情報が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性、妥当性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社及び関係会社の資産及び負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）に関して独自の評価・査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて当社の財務予測に関する情報については、当社の経営陣による現時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成された最も合理的で説明可能な財務予測であることを前提としております。

（４）上場廃止となる見込み及びその事由

本公開買付けは当社株式の上場廃止を企図するものではなく、公開買付者は買付予定数の上限を 3,367,900 株（株式所有割合：34.00%）として本公開買付けを実施いたしますので、本公開買付け成立後も当社株式の東京証券取引所第一部における上場は、維持される予定です。

(5) いわゆる二段階買収に関する事項

本公開買付けは、いわゆる二段階買収を予定しているものではありません。

(6) 公正性を担保するための措置

①公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者によれば、公開買付者は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社、公開買付者及びディアーズ・ブレインから独立した第三者算定機関として、フィナンシャル・アドバイザーであるSMB C日興証券に対して、当社株式の株式価値算定を依頼したとのことです。なお、SMB C日興証券は、当社、公開買付者及びディアーズ・ブレインの関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有していないとのことです。

SMB C日興証券は、市場株価法及びDCF法の各手法を用いて当社株式の株式価値算定を行い、公開買付者は平成27年7月24日付で株式価値算定書を取得したとのことです。なお、公開買付者はSMB C日興証券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された当社株式1株当たりの株式価値の範囲は、それぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価法 : 493円から504円

DCF法 : 668円から733円

市場株価法では、平成27年7月23日を基準日として、東京証券取引所市場第一部における当社株式の直近1ヶ月間（平成27年6月24日から同年7月23日）の終値の単純平均値504円、当社が「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表した平成27年5月12日の翌営業日から算定基準日までの48営業日（平成27年5月13日から同年7月23日）の終値の単純平均値493円、直近3ヶ月間（平成27年4月24日から同年7月23日）終値の単純平均値494円を基に、当社株式の1株当たりの価値の範囲を493円から504円までと分析しているとのことです。

DCF法では、当社が公開買付者に提供した事業計画、直近までの業績の動向、当社へのマネジメント・インタビュー、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成28年3月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの価値の範囲を668円から733円までと分析しているとのことです。

公開買付者は、SMB C日興証券から取得した当社株式の株式価値算定の結果を参考として、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、公開買付者において実施した当社に対するデュー・ディリジェ

ンスの結果、本資本業務提携契約がもたらすメリット、当社株式の直近3ヶ月の市場株価動向、本公開買付けに対する応募数の見通し、当社取締役会による本公開買付けへの賛同の可否等を総合的に勘案し、最終的に平成27年7月24日開催の公開買付者の取締役会において、本公開買付価格を1株当たり700円と決定したとのことです。

なお、本公開買付価格である700円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成27年7月23日の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値589円に対して、18.85%（小数点以下第三位四捨五入。以下、プレミアムの計算について同じです。）、平成27年7月23日までの過去1ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値504円に対して38.89%、平成27年7月23日までの過去3ヶ月間の東京証券取引所市場第一部における当社株式の終値の単純平均値494円に対して41.70%、平成27年7月23日までの過去6ヶ月間の当社株式の終値の単純平均値502円に対して39.44%のプレミアムをそれぞれ加えた価格とのことです。

②当社による独立した第三者算定機関からの株式価値評価書の取得

前記「(3) 算定に関する事項」の「①算定機関の名称並びに当社及び公開買付者との関係」並びに「②算定の概要」をご参照ください。

③当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、当社取締役会の意思決定過程における公正性を担保するための措置として、当社、寿泉、渡部氏及び公開買付者グループから独立したリーガル・アドバイザーである古賀総合法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定の方法・過程について必要な法的助言を受けております。

④当社における独立した第三者委員会からの意見

本第三者割当増資は、当社の議決権の25%以上の希薄化を伴う可能性があるため、東証・有価証券上場規程432条及び同施行規則435条の2の適用を受けます。そこで、当社は、当社及び当社の経営者から独立した者からの当該大規模な第三者割当増資についての意見の聴取のため、過去において当社及び割当予定先と人的関係、取引関係及び出資関係のない独立した者として、古賀総合法律事務所所属の尾野恭史氏及びあいわ税理士法人代表社員石川正敏氏並びに当社社外監査役である重松孝司氏を選定し、当該3名を構成員とする第三者委員会（委員長：尾野恭史氏）に対し、本第三者割当増資に関して、本第三者割当増資の必要性及び相当性について意見を求めましたところ、本第三者割当増資による資金調達については、その必要性及び相当性が認められるとの意見を平成27年7月23日付で入手しております。

⑤当社における利害関係を有しない取締役全員の承認、及び当社と利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、本取引の実施を通じて、公開買付者が当社の総議決権の34.00%を取得すること及び議決権割合に応じて役員派遣を受け入れることにより、当社がハウスメディンギン事業及び生活総合分野における公開買付者グループの知見を得ること並びに双方の経営資源

をより円滑に相互活用し、公開買付者の通信販売事業と、当社とディアーズ・ブレインのウェディング事業領域における事業価値の向上、また資本を有する公開買付者グループとの資本関係構築による当社グループの事業戦略の実現に資するとの判断に至ったことから、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会において、渡部氏を除く全ての取締役が出席し、出席した取締役の全員の一致により、公開買付者及びディアーズ・ブレインとの間で本資本業務提携契約を締結し、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しました。また、本公開買付けについては、上記「②当社による独立した第三者算定機関からの株式価値評価書の取得」に記載の当社の株式価値の算定結果に照らして相当なものと考えているものの、本公開買付けには買付予定数に上限が設定され、本公開買付け成立後も引き続き当社株式の上場を維持していく方針であるため、当社株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、中立の立場を取り、当社株主の皆様の判断に委ねるべきとの判断に至ったことから、その旨を決議しました。また、上記取締役会には、当社の全ての監査役（全 3 名）が出席し、その全ての監査役が当該取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べております。

なお、取締役のうち渡部氏は、公開買付者との間で本株主間契約を締結していることから、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

（7）利益相反を回避するための措置

当社取締役のうち渡部氏は、公開買付者との間で本株主間契約を締結していることから、本公開買付けを含む本取引に関する取締役会の意思決定において、公正性、透明性及び客観性を高め、利益相反の疑いを回避する観点から、平成 27 年 7 月 24 日開催の取締役会における本公開買付けへの賛同決議を含む本取引に関する審議及び決議には参加しておらず、また、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉には参加しておりません。

4. 公開買付者と自社の株主・取締役等との間における重要な合意に関する事項

（1）寿泉並びに渡部氏との株主間契約

本公開買付けに際して、公開買付者は、当社の筆頭株主である寿泉と当社の代表取締役会長である渡部氏との間で、平成 27 年 7 月 24 日付で株主間契約書を締結しております。本株主間契約書において、公開買付者、寿泉及び渡部氏は、当社の株主総会の決議事項に関する議決権行使方法について、当該株主総会に先立って協議を行い、寿泉は、その所有する当社株式 2,477,400 株（株式所有割合：25.01%）、渡部氏は、その所有する当社株式 19,500 株（株式所有割合：0.20%）について、当該協議によって形成された公開買付者との合意に基づき議決権を行使すること（但し、かかる合意が成立しなかった場合には、各当事者がその意思に基づき議決権を行使すること）、公開買付者の承諾なく譲渡等の処分を

行わないこと、本公開買付けに応募しないことを合意しているとのことです。

(2) 本資本業務提携契約の概要

当社は、公開買付者グループとの間で、平成 27 年 7 月 24 日付で本資本業務提携契約を締結しております。本資本業務提携契約において、当社及び公開買付者グループが、『コングロマリット化』を実現することを目的として業務提携を行うことに合意しております。

本資本業務提携契約の概要は「Ⅱ. 本資本業務提携について」をご参照ください。

Ⅱ. 本資本業務提携について

1. 資本業務提携の理由

前記「Ⅰ. 本公開買付けに関する意見表明について」「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」「(2) 意見の根拠及び理由」「③ 公開買付者における意思決定に至る過程」及び「④ 当社における意思決定に至る過程」をご参照ください。

2. 資本業務提携の内容等

(ア) 目的

本資本業務提携を通じて、当社グループと公開買付者グループが互いに協力して継続的に発展していくため、各々の自力成長を超えたレベルでの企業価値創造・拡大を目指す。具体的には、『ブライダル領域でのアライアンスの実現』『集客・製造機能のプラットフォームの構築』『生活総合領域との連携』『海外展開本格化に向けた体制構築』を実行し、最終的に『コングロマリット化』を実現することを目的として、本取引を実施する。

(イ) 業務提携の内容

当社と公開買付者グループは、下記の内容の業務提携を行うものとし、その詳細は下記(ウ)に記載の業務提携推進委員会による検討結果を踏まえ、適宜、当事者で協議の上決定する。

- ① 運営ノウハウ等のアライアンス構築のための相互協力
- ② ウェディング関連の商品、サービスの拡充、共同開発に向けた相互協力
- ③ 集客、製造機能のプラットフォーム構築のための相互協力
- ④ 生活総合領域の顧客開拓のための相互協力
- ⑤ 新郎新婦向けの新生活ニーズに応える生活総合領域のマーケティング、販促及び商品・サービスの開発における相互協力
- ⑥ 海外展開の本格化を見据えた相互協力
- ⑦ 上記を推進するため、業務提携推進委員会を設置

(ウ) 経営の推進体制

本資本業務提携契約の締結日である本日、当社の代表取締役である花房伸晃氏及びディアーズ・ブレインの代表取締役である小岸弘和氏をトップとし、当社及び公開買付者グループにおける本業務提携を推進するための準備組織である業務提携推進準備委員会（仮称、のちに公開買付者グループが本取引により当社の総議決権の 34.00%を取得できた際に業務提携推進委員会に変更予定）を設置する。なお、同準備委員会は、上記の各事項を推進及び達成するための具体的な施策の立案、施策の優先順位の決定、組織体制の構築等を行う。

公開買付者グループは、当社の取締役のうち、各事業年度末日における当社の取締役の員数に議決権比率（公開買付者及びディアーズ・ブレインが保有する当社の普通株式に係る議決権を、当社の発行済株式に係る議決権で除して得られる比率。但し、小数点第三位以下切り上げ）を乗じて得られる数（小数点以下切り上げ）に相当する人数が公開買付者グループの指名した者となるよう候補者を派遣することができるものとし、候補者の選定について当社と公開買付者グループは協議の上、公開買付者グループが当該候補者を決定する。なお、当社は公開買付者グループが指名する者を当社の取締役候補者とする取締役選任議案を、その指名後に開催される株主総会に付議するものとする。

また、公開買付者グループが指名した候補者が就任するまでの間、業務の執行を協力して行うため、公開買付者グループは、公開買付者グループの指名する者を当社の執行役員として派遣することができるものとし、当社は公開買付者グループの指名する者を、その指名後速やかに執行役員として受け入れる。

(エ) 公開買付者によるディアーズ・ブレインに対する当社株式の譲渡

公開買付者が当社株式における総議決権の 34.00%を取得することを条件として、ディアーズ・ブレイン（本日において所有する当社の株券等の数：0株）に対し当社株式 792,400株（但し、本公開買付けの結果、本第三者割当増資によって公開買付者が引受ける株式数がゼロとならなかった場合には、ディアーズ・ブレインが公開買付者から取得する当社株式に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合の 8.00%とするために必要な株式数として公開買付者及びディアーズ・ブレインが合意する数（但し、100株未満を切り上げた数））を、本第三者割当増資に基づく払込みがなされた日の翌営業日（本公開買付けの結果、本第三者割当増資に基づき公開買付者が取得する株式数がゼロとなった場合には、本公開買付けの決済の開始日）に譲渡する。その場合の譲渡価格は、本公開買付価格にディアーズ・ブレインへ譲渡する当社株式数を乗じた額に、本取引に要した合理的費用を加えた金額とする。なお、当該譲渡後においても公開買付者が所有する当社株式に係る議決権の数は、希薄化後の議決権割合の 26.00%であることから、公開買付者は当社の筆頭株主となります。

(オ) 本公開買付けに関する事項

- ① 当社は、公開買付者による本公開買付けに係る買付期間の満了までの間、当社の取締役及び監査役全員（但し、渡部氏を除く。）の出席のもと出席取締役の全会一致により行われた本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、これを撤回又は変更する取締役決議を行わない。
- ② (a)当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(b)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、当社は上記①の義務を免れる。

(カ) 本第三者割当増資の実施

①当社は、公開買付者を引受人とする本第三者割当増資を行うものとし、公開買付者は当社が発行する募集株式の総数を引き受けるものとする。但し、(i)当社が本公開買付けに対する賛同意見表明を維持・継続すること又は(ii)対抗公開買付けへ反対意見表明を行うことが、当社の取締役の善管注意義務又は忠実義務に違反するおそれが相当程度あると当社が合理的に判断する場合には、公開買付者グループと当社は、本第三者割当増資に係る取締役会決議を維持し、本第三者割当増資を実行するかどうかについて事前に誠実に協議を行うものとする。

募集株式の種類	: 普通株式
募集株式の数	: 5,102,800株
払込金額	: 1株につき金700円
払込金額の総額	: 金約3,571百万円
払込期間	: 平成27年9月7日から同年10月28日まで
その他	: 本第三者割当増資は、新株の発行により行うものとし、自己株式の処分によらないものとする。

②公開買付者は、公開買付者が引き受けた当社株式のうち、公開買付者が本公開買付けにより取得する当社株式と本第三者割当増資により公開買付者が取得する当社株式の合計数に係る議決権の数が、希薄化後の議決権割合を34.00%とするために必要な数の株式（但し、100株未満を切り上げた数）についてのみ払込みを行うものとする。但し、本第三者割当増資に係る払込期間において、(i)本第三者割当増資に関して当社が提出した有価証券届出書の効力が有効に発生していること、(ii)本公開買付けに係る決済が開始されていること、(iii)当社の表明及び保証が真実かつ正確であること、(iv)本資本業務提携契約に基づき、上記払込期間の初日の前日までに当社が履行し又は遵守すべき義務が、重要な点において全て履行され、又は遵守されていること等の、本資本業務提携契約に定められた条

件が全て満たされていることを前提条件とする。なお、当該前提条件が満たされない場合であっても、公開買付者がその裁量により本第三者割当増資に係る払込みを行うことは妨げられない。

(キ) 終了事由

本資本業務提携契約は、当社及び公開買付者並びにディアーズ・ブレインが書面により合意した場合のほか、(i) 本公開買付け及び本第三者割当増資により、公開買付者が当社の普通株式を取得できなかった場合、(ii) 平成 27 年 9 月 7 日までに本公開買付けが開始されなかった場合、(iii) 本公開買付けが開始されたにもかかわらず、本公開買付けが撤回され、又は不成立となった場合及び (iv) 本第三者割当増資の完了（本公開買付け成立後の公開買付者の議決権割合が 34.00% となった場合には、本公開買付けの成立）後、公開買付者及びディアーズ・ブレインが当社の普通株式の全てを保有しなくなった場合に終了する。

3. 資本業務提携の相手先の概要

(1) 公開買付者

前記「I. 本公開買付けに関する意見表明について「1. 公開買付者の概要」をご参照ください。

(2) ディアーズ・ブレイン

(1) 名 称	株式会社ディアーズ・ブレイン	
(2) 所 在 地	東京都港区芝公園 2 丁目 6 番 3 号	
(3) 代 表 者 の 役 職 ・ 氏 名	代表取締役 小岸弘和	
(4) 事 業 内 容	ハウスウェディング事業／ドレス事業／レストラン事業 ／コンサルティング事業	
(5) 資 本 金	600 百万円（平成 27 年 3 月 31 日現在）	
(6) 設 立 年 月 日	2001 年 6 月 7 日	
(7) 大株主及び持株比 率（平成 27 年 3 月 3 1 日 現 在 ）	株式会社千趣会 100.00%	
(8) 上場会社と当該会 社との間の関係	資本関係	該当事項はありません。
	人的関係	該当事項はありません。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への 該当状況	該当事項はありません。

4. 日程

平成27年7月24日（金）	当社取締役会決議、本資本業務提携契約の締結
平成27年7月27日（月）	本公開買付けの開始
平成27年9月1日（火）	本公開買付けの終了
平成27年9月7日（月）～ 同年10月28日（水）	本第三者割当の払込み期間

以 上

Ⅲ. 今後の見通し

（1）本取引後の方針

前記「3. 当該買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「（2）意見の根拠及び理由」、「（4）上場廃止となる見込み及びその事由」及び「（5）いわゆる二段階買収に関する事項」をご参照ください。

（2）今後の業績への見通し

本取引が当社の業績に与える影響については現在精査中であり、今後、業績予想修正の必要性及び公表すべき事項が生じた場合には、速やかに開示いたします。

（参考資料）

公開買付者が平成27年7月24日付で公表した「ワタベウェディング株式会社株式（証券コード：4696）に対する公開買付けの開始、第三者割当増資の引受け、並びに当社及びその完全子会社である株式会社ディアーズ・ブレインとの資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」